

## 所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内商業経営者を育成し、もって市内商業の発展に資するため、商業経営者グループが行う研究事業に要する費用に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商業経営者グループ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する日本標準産業分類において、卸売業、小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業に当たる事業又は商店街に加入する店舗を営み、その経営に携わる者が協同する団体であって、次の要件を備えているものをいう。

ア 団体の構成員が、5人以上であること。

イ 団体の構成員が市内に居住し、又は市内に事業所を有していること。

ウ 団体の規約及び代表者の定めがあること。

(2) 研究事業 商業経営者グループが、経営手法の開発、販路開拓、経営改善、商品開発その他商業の発展を目的とし、市内で実施する調査、研究又はイベントをいう。

### (補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、商業経営者グループが実施する研究事業に要する調査活動費、研修費、消耗品費、印刷製本費その他の研究事業に必要な経費（旅費及び飲食費を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1年度1グループにつき20万円を限度とする。

3 同一の研究事業に要する経費に係る補助金の交付は、2回を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商業経営者グループの代表者は、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請するも

のとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときはこれを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた商業経営者グループの代表者(以下「補助決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付事業変更申請書(様式第3号)により申請するものとする。

(1) 補助対象経費の増減により補助金の交付決定金額に変更が生じるとき。

(2) 補助金の交付の決定を受けた研究事業(以下「交付事業」という。)の内容を変更するとき。

(3) その他著しい変更があるとき。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(中止の届出)

第7条 補助決定者は、交付事業を中止しようとするときは、あらかじめ所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付事業中止届出書(様式第4号)により届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、交付事業が完了したときは、速やかに所沢市商業経営者グループ研究事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助決定者から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付の決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金額確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、交付事業完了後において、補助決定者からの請求に基づき、前条の規定により確定した補助金の額を交付する。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付事業の完了前に補助金の全部又は

一部を交付することができる。

- 2 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金交付請求書（様式第7号）により速やかに市長に対し交付を請求するものとする。

（補助金の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた商業経営者グループが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときはその全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、既に交付した補助金を返還させるときは、所沢市商業経営者グループ研究事業補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助決定者は、交付事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。